

## 「給与計算実務能力検定」(1級)試験問題

厚生労働省認可 財団法人職業技能振興会

### (注 意)

- 1 係員の指示があるまで、この問題用紙を開かないでください。
- 2 解答は、別紙解答用紙に記載してください。
- 3 全問マークシート方式です。各問ごとに、解答用紙の所定の欄の正解と思うものの符号を1つだけ塗りつぶしてください。
- 4 この問題は、平成26年9月1日に施行されている法令等によります。それ以降の法改正は考慮せずに解答してください。
- 5 この問題は、以下の条件で解答してください。
  - 健康保険の被保険者(加入者)については、介護保険第2号被保険者に該当する場合には、介護保険の保険料も徴収するものとします。
  - 割増賃金：時間単価×割増率×時間数
  - 端数処理：
    - ・時間単価は50銭未満切り捨て、50銭以上1円未満切り上げ
    - ・1か月の平均所定労働日数・労働時間は小数点第2位を切り捨て
    - ・1か月における時間外・深夜・休日労働のそれぞれの割増賃金の総額の端数は、  
50銭未満切り捨て、50銭以上1円未満切り上げ
    - ・1か月における時間外・深夜・休日労働のそれぞれの時間数の合計の端数は、30分未満切り捨て、30分以上1時間未満切り上げ
    - ・保険料は50銭以下切り捨て、50銭超1円未満切り上げ
    - ・所得税は1円未満切り捨て
  - 計算問題に必要な資料は別紙資料集を参考にしてください。
  - 公共交通機関を利用する場合は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法であるものとします。
- 6 試験開始1時間後(15:00)からは途中退室ができます。その際は、問題用紙と解答用紙、資料集を机の上に伏せて退室してください。

※全27ページあることを確認してください。

(注) こちらに掲載している問題の解答は、試験実施当時の法令に基づいたものですので、保険料率なども2014年当時の率に則ったものとなっています。ご注意ください。

《知識問題》 ※抜粋

【問 2】A～Dのうち、基本給に加え、諸手当として通勤手当と資格手当が毎月支給されることになっている社員についての欠勤控除に関する記述として、正しいものはどれか。なお、その会社では、「欠勤控除の対象となる給与として定めた額」を、「欠勤控除の計算に用いる日数として定めた日数」で割って、欠勤1日当たりの給与の額を計算し、その分を控除する方法を給与規程に定めている。

- A 欠勤控除の対象とする給与は、必ず、すべての給与としなければならない。
- B 欠勤控除の対象とする給与は、必ず、諸手当を除いた基本給のみとしなければならない。
- C 欠勤控除の対象とする給与は、必ず、資格手当を除いた基本給と通勤手当としなければならない。
- D 欠勤控除の対象とする給与の範囲は自由であり、あらかじめ、当該給与規程において、その範囲を定めておけばよい。

【問 8】A～Dのうち、フレックスタイム制を採用した場合における時間外労働となる時間に関する記述として、正しいものはどれか。なお、本問の事業は、特例事業ではないものとする。

- A フレックスタイム制は、始業及び終業の時刻を労働者が自由に決められることのみが認められる制度であり、1日8時間、1週40時間を超えた時間は時間外労働となる。
- B フレックスタイム制を採用した場合は、労働時間の設定がすべて労働者の自由となるので、時間外労働となる時間が生じることはない。
- C 「40時間×清算期間における暦日数÷7」として、清算期間における法定労働時間の総枠を求め、その総枠を超えた時間のみが時間外労働となる。
- D 「40時間×清算期間における労働日数÷7」として、清算期間における法定労働時間の総枠を求め、その総枠を超えた時間のみが時間外労働となる。

【問 16】 A～Dのうち、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格に関する記述として、誤っているものはどれか。なお、当該会社の通常の労働者（正社員）の1週間の所定労働時間は、40時間（1日8時間×5日）であるものとする。

- A 法人である会社から報酬を受けている代表取締役（年齢49歳）は、被保険者となることができる。
- B 法人である会社から報酬を受けている代表権を持たない取締役（年齢55歳）は、被保険者となることができる。
- C 1週間の所定労働時間がおおむね15時間（1日3時間×5日）であるパートタイマー（雇用期間は無期。年齢30歳）は、被保険者として取り扱う必要がある。
- D 1週間の所定労働時間がおおむね32時間（1日8時間×4日）であるアルバイト（雇用期間は無期。年齢19歳）は、被保険者として取り扱う必要がある。

【問 21】 A～Dのうち、毎月の給与から控除する社会保険料等・税に関する記述として、正しいものはどれか。

- A 毎月の給与から控除する健康保険料・厚生年金保険料及び雇用保険料については、常に、当月分を当月に支払う給与から控除すべきことが、法律に規定されている。
- B 産前産後休業・育児休業等の期間中について、所定の手続きをした場合、健康保険料・厚生年金保険料及び雇用保険料が、全額免除される。
- C 月給から所得税を控除する場合、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している者については、月額表の甲欄を使用し、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」と「扶養親族等の数」に応じて源泉所得税の額を決定する。
- D 本年の6月の給与から控除する住民税の額は、その年の所得等に応じて市区町村が決定した額である。

【問 24】 ア～エのうち、退職所得控除を行う場合の控除額（退職所得控除額）の計算に関する記述として、正しいものの組合せは、A～Dのうちのどれか。

ア 退職所得控除額を計算する際に用いる勤続年数について、1年に満たない端数があるときは、その端数は1年に切り上げる。

イ 退職所得控除額を計算する際に用いる勤続年数について、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てる。

ウ 勤続年数が10年の者と20年の者とは、退職所得控除額の計算に用いる計算式が異なる。

エ 勤続年数が15年の者と25年の者とは、退職所得控除額の計算に用いる計算式が異なる。

A アとウ    B アとエ    C イとウ    D イとエ

【問 26】 A～Dのうち、本年のその会社における年末調整の対象となる者はどれか。

A 本年を通じて当社に勤務し、年間の給与等の総額が2,000万円を超える者

B 災害により、その年分の給与に対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けた者

C 2か所以上の会社から給与の支払を受けている者で、他の会社に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しているもの

D 本年の途中で著しい心身の障害のために退職した者で、その時期からみて、本年中に再就職できないと見込まれるもの

【問 28】 A～Dのうち、年末調整において所得税額を計算する際に行う各種の所得控除に関する記述として、正しいものはどれか。

A 扶養親族のうち、年齢が17歳の者と20歳の者とは、控除額が異なる。

B 障害者控除の対象となる障害者には、16歳未満の者は含まれない。

C 寡婦控除の対象となる者には、扶養親族又は生計を一にする子がいない者は含まれない。

D 寡婦控除の対象となる寡婦のうち、扶養親族である子がいて、かつ、その年の合計所得金額が1,000万円以下の者は、特別の寡婦として控除を受ける。

《計算問題》 ※抜粋

【問 31】 次の条件で随時改定される標準報酬月額を求めなさい。

<条件>

- 賃金締め日： 毎月末日
- 賃金支給日： 当月 20 日
- 従前の標準報酬月額： 300,000 円
- 支給内容

基本給 280,000 円（月給） から、4 月に 310,000 円に昇給した

6 月に 4 月、5 月分の昇給差額が遡って支給された

住宅手当 20,000 円

通勤手当 なし

- 支払状況は下表のとおり

支払月	報酬支払基礎日数	基本給	住宅手当	残業手当	昇給差額
4 月	30 日	280,000 円	20,000 円	86,486 円	0 円
5 月	31 日	280,000 円	20,000 円	84,450 円	0 円
6 月	30 日	310,000 円	20,000 円	24,330 円	60,000 円
7 月	31 日	310,000 円	20,000 円	9,744 円	0 円
8 月	31 日	310,000 円	20,000 円	10,200 円	0 円

【問 33】 次の条件で平成 26 年 10 月 1 日に入社した社員の資格取得時決定される標準報酬月額を求め、11 月 25 日に支給する給与の差引支給額を求めなさい。

<条件>

- 1 年間の所定休日数：107 日（法定休日は日曜日）
- 1 日の所定労働時間数：8 時間（9：00～18：00）
- 1 週間の起算日：日曜日
- 賃金締め日：毎月末日
- 賃金支給日：翌月 25 日
- 生年月日：昭和 53 年 4 月 5 日
- 社会保険：協会けんぽ（東京都）
- 資格取得時の報酬月額に割増賃金の見込額を含めないものとする
- 雇用保険：一般の事業
- 割増率は法定の最低基準とする
- 税区分：甲欄
- 控除対象扶養親族等の数：1 人
- 支給内容
  - 基本給 423,000 円
  - 役職手当 52,000 円
  - 家族手当 7,000 円（人数に応じて支給）
  - 通勤手当 4,100 円（1 か月分・自転車通勤・往復距離 3 キロメートル）
- 勤怠状況：出勤簿参照

○出勤簿

平成 26年 10月 出勤簿											
日付	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	残業時間 (22時以降 含む)	深夜残業 時間(22時 以降)	法定休日 時間	代休 時間	備考	証印
1	水	9:00	18:00	1:00	8:00						
2	木	9:00	18:00	1:00	8:00						
3	金	9:00	18:00	1:00	8:00						
4	土									所定休日	
5	日	9:00	20:00	1:00	10:00					法定休日	
6	月	9:00	18:00	1:00	8:00						
7	火	9:00	18:00	1:00	8:00						
8	水									代休(10/5分)	
9	木	9:00	18:00	1:00	8:00						
10	金	9:00	18:00	1:00	8:00						
11	土									所定休日	
12	日									法定休日	
13	月									所定休日	
14	火	9:00	18:00	1:00	8:00						
15	水	9:00	18:00	1:00	8:00						
16	木	9:00	18:00	1:00	8:00						
17	金	9:00	18:00	1:00	8:00						
18	土									所定休日	
19	日									法定休日	
20	月	9:00	18:00	1:00	8:00						
21	火	9:00	18:00	1:00	8:00						
22	水	9:00	18:00	1:00	8:00						
23	木	9:00	18:00	1:00	8:00						
24	金									振替休日(10/25分)	
25	土	9:00	22:45	1:00	12:45					所定休日	
26	日									法定休日	
27	月	9:00	18:00	1:00	8:00						
28	火	9:00	18:00	1:00	8:00						
29	水	9:00	18:00	1:00	8:00						
30	木	9:00	18:00	1:00	8:00						
31	金	9:00	18:00	1:00	8:00						
合計											
端数処理計											

< 給与明細書 >

(単位：円)

項目		金額
支給項目	基本給	
	役職手当	
	家族手当	
	時間外労働手当	
	深夜労働手当	
	代休割増手当	
	法定休日労働手当	
	非課税通勤手当	
	課税通勤手当	
	課税支給額	
	非課税支給額	
	総支給額	
控除項目	健康保険料、介護保険料	
	厚生年金保険料	
	雇用保険料	
	社会保険料合計	
	課税対象額	
	所得税	
	控除額合計	
差引支給額		



【問 40】 次の条件で平成 26 年分年末調整を行った差引超過額又は不足額を求めなさい。

<条件>

- 1、年間給与等総額 5,580,196 円
- 2、同上の給与等に対する徴収税額 194,688 円
- 3、同上の給与等から控除した社会保険料等 778,973 円
- 4、「平成 26 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」および「平成 26 年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」に記載されている内容から計算すること

<源泉徴収簿>

区 分		金 額	税 額
年	給 与 ・ 手 当 等	円	円
	賞 与 等		
	計		
	給与所得控除後の給与等の金額		
末 調	社会保 険料等 控除額	給与等からの控除分	
		申告による社会保険料の控除分	
		申告による小規模企業 共済等掛金の控除分	
	生命保険料の控除額		
	地震保険料の控除額		
	配偶者特別控除額		
	配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等の控除額の合計額		
	所得控除額の合計額		
	差引課税給与所得金額 及び算出所得税額	(1,000円未満切捨て)	
	住宅借入金等特別控除額		
整	年調所得税額、マイナスの場合は0)		
	年調年税額 (年調所得税額 × 102.1%)		(100円未満切捨て)
	差引超過額又は不足額		

〈平成 26 年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書〉

扶

平成26年分  
給与所得者の  
扶養控除等(異動)  
申告書

所轄税務署長等  
税務署長  
市区町村長

給与の支払者の名称(氏名)  
**実務能力開発支援協会**

給与の支払者の所在地(住所)  
**東京都千代田区神田神保町0-00**

給与の支払者  
あなたの氏名  
**青木 利夫**

生年月日  
**昭和42年07月05日**

あなたの住所  
又 は 居所  
**東京都江戸川区小岩0-0-0**

世帯主の氏名  
あなたの氏名  
**青木 利夫**

あなたの住所  
又 は 居所  
**東京都江戸川区小岩0-0-0**

後たる給与に付いての扶養控除等申告書の提出(提出し、○印を付け)してください。

有  
無  
○  
○

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合)に記入してください。
A 控除対象配偶者	青木 利夫	配偶者	昭和42.07.05	東京都江戸川区小岩0-0-0	0	
B 控除対象寡婦(1)(平成11以降)						
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生(身元保証書(別紙)を提出し、かつ、本人の扶養に入れている人であることを記入してください。)						
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等						

またる給与から控除を受ける

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合)に記入してください。
高住 敏	本人	昭和42.07.05	東京都江戸川区小岩0-0-0	
	配偶者			
	特別障害者			
	同居特別障害者			

左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3. 記載に」)を記入してください。

**高住 敏 所得0**

この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成25年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいいます。「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。

控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。

控除対象配偶者が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。

この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成26年中に異動があった場合)に記入してください。

「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならぬとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

平成26年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特  
配偶者特別控除申告書

青木 利夫  
東京都江川区小岩0-0-0

実務能力開発支援協会  
東京都千代田区神田神保町0-0-0

給与の支払者の名称(氏名) 青木利夫  
給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田神保町0-0-0

給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) 青木 利夫  
あなたの住所又は居所 東京都江川区小岩0-0-0

所得控除書長 税務署長

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

あなたの本年中の給与所得金額の見積額 (1,000円単位を超える場合は単位で記述しません。)

所得の種類	収入金額等⑤	必要経費等⑥	所得金額⑦(⑤-⑥)
給与所得①			650,000
事業所得②			
雑所得③			
配当所得④			
不動産所得⑤			
退職所得⑥			
①-⑥以外の所得⑦			

配偶者の住所又は居所が異なる場合には、配偶者特別控除を受けることができません。  
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所  
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合、他の人の扶養控除とされる場合、其他事業主が扶養控除の対象となる場合、配偶者特別控除を受ける場合には、申告できません。  
また、ご自身の所得が、配偶者特別控除を受ける場合は、申告してください。

○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の要により計算してください。

配偶者特別控除額の算出表

所得の種類	収入金額等⑤	必要経費等⑥	所得金額⑦(⑤-⑥)
給与所得			
事業所得			
雑所得			
配当所得			
不動産所得			
退職所得			
①-⑥以外の所得			

配偶者の合計所得金額(①-⑦の合計額) [A] 円

配偶者特別控除額の算出表

控除額(円)	控除率(%)
380,000以下	38.00
380,000を超えて395,000以下	39.50
395,000を超えて410,000以下	41.00
410,000を超えて425,000以下	42.50
425,000を超えて440,000以下	44.00
440,000を超えて455,000以下	45.50
455,000を超えて470,000以下	47.00
470,000を超えて485,000以下	48.50
485,000を超えて500,000以下	50.00
500,000を超えて515,000以下	51.50
515,000を超えて530,000以下	53.00
530,000を超えて545,000以下	54.50
545,000を超えて560,000以下	56.00
560,000を超えて575,000以下	57.50
575,000を超えて590,000以下	59.00
590,000を超えて605,000以下	60.50
605,000を超えて620,000以下	62.00
620,000を超えて635,000以下	63.50
635,000を超えて650,000以下	65.00
650,000を超えて665,000以下	66.50
665,000を超えて680,000以下	68.00
680,000を超えて695,000以下	69.50
695,000を超えて710,000以下	71.00
710,000を超えて725,000以下	72.50
725,000を超えて740,000以下	74.00
740,000を超えて755,000以下	75.50
755,000を超えて770,000以下	77.00
770,000を超えて785,000以下	78.50
785,000を超えて800,000以下	80.00
800,000を超えて815,000以下	81.50
815,000を超えて830,000以下	83.00
830,000を超えて845,000以下	84.50
845,000を超えて860,000以下	86.00
860,000を超えて875,000以下	87.50
875,000を超えて890,000以下	89.00
890,000を超えて905,000以下	90.50
905,000を超えて920,000以下	92.00
920,000を超えて935,000以下	93.50
935,000を超えて950,000以下	95.00
950,000を超えて965,000以下	96.50
965,000を超えて980,000以下	98.00
980,000を超えて995,000以下	99.50
995,000を超えて1,010,000以下	101.00
1,010,000を超えて1,025,000以下	102.50
1,025,000を超えて1,040,000以下	104.00
1,040,000を超えて1,055,000以下	105.50
1,055,000を超えて1,070,000以下	107.00
1,070,000を超えて1,085,000以下	108.50
1,085,000を超えて1,100,000以下	110.00
1,100,000を超えて1,115,000以下	111.50
1,115,000を超えて1,130,000以下	113.00
1,130,000を超えて1,145,000以下	114.50
1,145,000を超えて1,160,000以下	116.00
1,160,000を超えて1,175,000以下	117.50
1,175,000を超えて1,190,000以下	119.00
1,190,000を超えて1,205,000以下	120.50
1,205,000を超えて1,220,000以下	122.00
1,220,000を超えて1,235,000以下	123.50
1,235,000を超えて1,250,000以下	125.00
1,250,000を超えて1,265,000以下	126.50
1,265,000を超えて1,280,000以下	128.00
1,280,000を超えて1,295,000以下	129.50
1,295,000を超えて1,310,000以下	131.00
1,310,000を超えて1,325,000以下	132.50
1,325,000を超えて1,340,000以下	134.00
1,340,000を超えて1,355,000以下	135.50
1,355,000を超えて1,370,000以下	137.00
1,370,000を超えて1,385,000以下	138.50
1,385,000を超えて1,400,000以下	140.00
1,400,000を超えて1,415,000以下	141.50
1,415,000を超えて1,430,000以下	143.00
1,430,000を超えて1,445,000以下	144.50
1,445,000を超えて1,460,000以下	146.00
1,460,000を超えて1,475,000以下	147.50
1,475,000を超えて1,490,000以下	149.00
1,490,000を超えて1,505,000以下	150.50
1,505,000を超えて1,520,000以下	152.00
1,520,000を超えて1,535,000以下	153.50
1,535,000を超えて1,550,000以下	155.00
1,550,000を超えて1,565,000以下	156.50
1,565,000を超えて1,580,000以下	158.00
1,580,000を超えて1,595,000以下	159.50
1,595,000を超えて1,610,000以下	161.00
1,610,000を超えて1,625,000以下	162.50
1,625,000を超えて1,640,000以下	164.00
1,640,000を超えて1,655,000以下	165.50
1,655,000を超えて1,670,000以下	167.00
1,670,000を超えて1,685,000以下	168.50
1,685,000を超えて1,700,000以下	170.00
1,700,000を超えて1,715,000以下	171.50
1,715,000を超えて1,730,000以下	173.00
1,730,000を超えて1,745,000以下	174.50
1,745,000を超えて1,760,000以下	176.00
1,760,000を超えて1,775,000以下	177.50
1,775,000を超えて1,790,000以下	179.00
1,790,000を超えて1,805,000以下	180.50
1,805,000を超えて1,820,000以下	182.00
1,820,000を超えて1,835,000以下	183.50
1,835,000を超えて1,850,000以下	185.00
1,850,000を超えて1,865,000以下	186.50
1,865,000を超えて1,880,000以下	188.00
1,880,000を超えて1,895,000以下	189.50
1,895,000を超えて1,910,000以下	191.00
1,910,000を超えて1,925,000以下	192.50
1,925,000を超えて1,940,000以下	194.00
1,940,000を超えて1,955,000以下	195.50
1,955,000を超えて1,970,000以下	197.00
1,970,000を超えて1,985,000以下	198.50
1,985,000を超えて2,000,000以下	200.00

配偶者特別控除額 円

配偶者特別控除額の見込み表

配偶者特別控除額	円
社会保険料控除	円
健康保険料控除	円
介護保険料控除	円
地震保険料控除	円
地価増徴控除	円
小売業等従事者控除	円
養育費控除	円
雑所得控除	円
合計	円

あなたの本年中に支払った控除額の金額

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

保険会社等名称	保険種別	契約者の氏名	新・旧区分	給与の支払を受けた者の氏名	給与の支払を受けた者の住所又は居所
OX生命	がん保険	青木利夫	新	青木利夫	東京都江川区小岩0-0-0
△△生命	養老保険	青木利夫	新	青木利夫	東京都江川区小岩0-0-0
〇〇生命	介護保険	青木利夫	新	青木利夫	東京都江川区小岩0-0-0
〇〇生命	介護保険	青木利夫	新	青木利夫	東京都江川区小岩0-0-0
個人年金保険料控除					
個人年金保険料					
個人年金保険料					
個人年金保険料					
個人年金保険料					
個人年金保険料					

あなたの本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた者の控除額)を次の要により計算してください。

計算式 I (新保険料等専用)

控除額(円) = (A) × (B) × (C) × (D) × (E) × (F) × (G) × (H) × (I) × (J) × (K) × (L) × (M) × (N) × (O) × (P) × (Q) × (R) × (S) × (T) × (U) × (V) × (W) × (X) × (Y) × (Z)

計算式 II (旧保険料等専用)

控除額(円) = (A) × (B) × (C) × (D) × (E) × (F) × (G) × (H) × (I) × (J) × (K) × (L) × (M) × (N) × (O) × (P) × (Q) × (R) × (S) × (T) × (U) × (V) × (W) × (X) × (Y) × (Z)

生命保険料控除額 (最高120,000円)

地震保険料控除額 (最高50,000円)

地価増徴控除額 (最高15,000円)

小売業等従事者控除額 (最高50,000円)

養育費控除額 (最高5,000円)

雑所得控除額 (最高10,000円)

配偶者特別控除額の見込み表

配偶者特別控除額	円
社会保険料控除	円
健康保険料控除	円
介護保険料控除	円
地震保険料控除	円
地価増徴控除	円
小売業等従事者控除	円
養育費控除	円
雑所得控除	円
合計	円

あなたの本年中に支払った控除額の金額

<解答>

【問 2】 正解D

【問 8】 正解C

【問 16】 正解C

【問 21】 正解C

【問 24】 正解B

【問 26】 正解D

【問 28】 正解A

【問 31】 健康保険標準報酬月額 340,000 円  
厚生年金保険標準報酬月額 340,000 円

【問 33】 430,849 円

【問 40】 超過額 95,488 円